

八幡平市議会議員政治倫理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、八幡平市議会基本条例（平成28年八幡平条例第 号）第24条第2項の規定に基づき、議員の政治倫理に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市政に関わる権能と責務を深く自覚し、次条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

- 2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。
- 3 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも応じてはならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員が遵守すべき政治倫理基準を次のとおり定める。

- (1) 議員は、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為を慎み、その品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。
 - (2) 議員は、常にその人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、不正に影響力を行使し又は金品を授受しないこと。
 - (3) 市が行う許可、認可その他の処分又は市が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関し、特定の個人、企業及び団体等を推薦し、紹介する等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
 - (4) 市が行う許可、認可その他の処分又は市が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に係る企業、団体、事業主等から寄附を受けないこと。また、その後援団体についても同様とする。
 - (5) 市職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介する等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- 2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(兼業の報告義務)

第4条 議員は、自ら事業を営んでいるとき、又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職（以下「取締役等」という。）に就いているときは、議員となった日から1月以内に、議長にその旨を記載した書面（以下「兼業報告書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 主として収益事業を営む法人等
 - (2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等
 - (3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等
- 2 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むことになったとき、又は新たに法人等の取締役等に就くこととなったときに準用する。この場合において、同項中「議員となった日」とあるのは、「当該事業を営むこととなった日又は当該職に就くこととなった日」と

読み替えるものとする。

- 3 議員は、前2項の規定により提出した兼業報告書の内容に変更があったとき、又は自ら事業を営むことをやめたとき、若しくは法人等の取締役等を離職したときは、遅滞なくその旨を記載した書面（以下「兼業変更報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

（調査請求の手續）

第5条 市民又は議員は、議員が第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、議長に対し調査を請求（以下「調査請求」という。）することができる。

- 2 前項の規定により調査請求しようとする者が市民である場合は、有権者の10人以上の者の連署をもって、議員である場合は、3人以上の議員の連署をもってしなければならない。（政治倫理審査会の設置等）

第6条 議長は、調査請求を受けたときは、議会運営委員会の意見を聴き、必要と認めるときは、議会に八幡平市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するとともに、その事案についての審査を付託するものとする。

- 2 審査会の委員数は6人以内とし、議員の中から議長が議会運営委員会に諮って選任する。ただし、審査の対象となる議員及び調査請求した議員は、委員となることができない。
- 3 審査会の委員の任期は、当該事案の審査終了時までとする。
- 4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 5 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（政治倫理基準違反の審査等）

第7条 審査会は、前条第1項の規定により付託された事案について、当該請求に係る政治倫理基準違反の有無について審査を行う。

- 2 審査会は、前項の規定による審査を行うため、調査請求の対象となっている議員（以下「調査対象議員」という。）、調査請求した者及びその他関係人に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会は、第1項の規定による審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

（議員の協力義務及び弁明）

第8条 調査対象議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められたときは、それに従わなければならない。

- 2 審査会は、調査対象議員が前項の要求を拒否したとき、又は虚偽の陳述をしたときは、その旨を公表するものとする。

3 調査対象議員は、審査会において口頭又は書面により弁明することができる。

(審査結果報告書の提出)

第9条 審査会の委員長は、審査の結果を文書により議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

3 調査対象議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。

4 前項の規定により弁明書が提出されたときは、議長は、当該弁明書の全文又はその概要を公表しなければならない。

(議会の措置及び公表)

第10条 議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、調査対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講ずるものとする。

2 議長は、議会が前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に議員である者に対する第4条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「議員となった日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。

3 第5条第1項の規定は、施行日以後の議員の行為について適用する。